

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第1項及び佐久市いじめから子どもを守る条例（令和5年佐久市条例第15号）第10条の規定に基づき、佐久市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議をする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) いじめ防止等に関係する行政機関の職員及び団体の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市いじめの認知件数(件)

※2023.10.4公表 児童生徒の問題行動・不登校等調査(文科省)より

	小学校	中学校	計	児童生徒数(人)	在籍比
H29(2017)	46	19	65	7,922	0.82%
H30(2018)	93	41	134	7,841	1.71%
R01(2019)	83	42	125	7,689	1.63%
R02(2020)	104	14	118	7,658	1.54%
R03(2021)	99	22	121	7,608	1.59%
R04(2022)	167	14	181	7,536	2.40%

いじめの態様別件数

*複数回答可

態様	H29年度			H30年度			R1年度			R2年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
冷やかしやからかい、悪口等	33	10	43	60	34	94	54	23	77	61	10	71
仲間はずれや、集団による無視	5	3	8	10	4	14	13	5	18	13	1	14
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	10	0	10	20	4	24	11	4	15	25	1	26
ひどく叩かれたり、蹴られたりする	4	1	5	6	1	7	2	2	4	8	0	8
金品をたかられる	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金品を盗まれたり、壊されたりする	5	1	6	9	1	10	7	5	12	11	1	12
嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする	3	0	3	8	2	10	18	9	27	9	0	9
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される	0	5	5	0	1	1	3	8	11	1	3	4
その他(おせっかい等)	3	2	5	5	4	9	0	1	1	9	0	9
合計	64	22	86	118	51	169	108	57	165	137	16	153

態様	R3年度			R4年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
冷やかしやからかい、悪口等	62	18	80	108	6	114
仲間はずれや、集団による無視	14	3	17	21	2	23
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	27	2	29	42	1	43
ひどく叩かれたり、蹴られたりする	2	0	2	17	0	17
金品をたかられる	1	0	1	0	0	0
金品を盗まれたり、壊されたりする	16	0	16	7	0	7
嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする	6	0	6	9	0	9
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される	0	1	1	1	5	6
その他(おせっかい等)	7	1	8	5	1	6
合計	135	25	160	210	15	225

いじめの解消状況

	小学校					中学校				
	解消しているもの	解消に向けて取組中(3か月以上)	解消に向けて取組中(3か月未満)	その他	合計	解消しているもの	解消に向けて取組中(3か月以上)	解消に向けて取組中(3か月未満)	その他	合計
H29	42	1	3	0	46	18	1	0	0	19
H30	90	3	0	0	93	41	0	0	0	41
R1	83	0	0	0	83	40	2	0	0	42
R2	90	3	10	1	104	14	0	0	0	14
R3	72	4	23	0	99	20	0	2	0	22
R4	119	37	11	0	167	14	0	0	0	14

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続している。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等は「その他」とする。

児童生徒の問題行動・不登校等調査(文科省)より

佐久市「いじめ防止等のための基本的な方針」(改定)

令和元年7月16日

I いじめ防止等対策の基本的方向

《いじめ防止等の対策の目指す方向》

- (1) 学校では、教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他共に尊重しながら人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるようにする。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応ができるようにする。
- (4) いじめが起きた時は、いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に考え、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続するようにする。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃等を受けたことにより、肉体的・精神的な苦痛を感じているものをいう。」(インターネットを通じて行われるものを含む)

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒が被害を感じているかどうかで判断すること。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より一部抜粋)

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。

佐久市では、児童生徒や職員のいじめに対する認識を深め、教師、児童生徒又は家族等の他者から見えていじめとを感じる場合も「いじめ」とみなし、いじめを放置することがないようにするとともに、日常的に児童生徒の動きや変化を敏感に把握して、いじめを生まない学校づくりに努め、以下のような対策を講じていく。

<市として>

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき必要な施策を総合的に策定し実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見と、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実を図る。
- (3) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に必要な措置を講じる。

いじめが起きた場合には、必要に応じて校内の別室における学習や出席停止措置の活用、児童生徒の就学校の変更や学級編制替えの検討等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応も検討する。

- (4) 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けた啓発を行う。

<学校として>

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうることを認識し、いじめの未然防

止に努める。また、いじめが発生した場合は保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期の解決に努める。

- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (4) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (5) いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけあいであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象としていく。

<保護者として>

- (1) 保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有する事を認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもが思いやりの心や、規範意識、正義感などを育めるよう努める。
- (2) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、普段からいじめについて家庭で話題にし、いじめを許さない心情が育つようにする。また、いじめなどへの悩みがある場合は、周囲の大人に相談することの大切さも伝えていく。
- (3) 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また保護者自身もインターネットの適正利用に関する知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。
- (4) 困ったことがあったら気軽に学校に相談するなど、普段から学校とコミュニケーションをとるようにし、いじめを発見した時、またはいじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校、関係機関等に相談または通報するようにする。

<児童生徒として>

- (1) 自分自身を大切にするとともに、他者に対しては良いところも弱いと思うところも受け入れるなど思いやりの心をもつ。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、それが困難な場合でも最低限周囲の大人や友人、各種相談機関に相談したりする。
- (3) いじめを受けた時は、一人で悩みを抱えず、事実を書きとめておき、早めに「助けて」のサインを出す勇気を持つ。特に金品の恐喝や暴力を受けたら、保護者や学校、警察に訴えるようにする。

<地域住民として>

- (1) 佐久市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 地域行事等で児童生徒が主体的に参加できるようにし、よい人間関係が築けるよう配慮する。
- (4) 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識して相互に連携し、いじめ防止に努める。

Ⅱ 佐久市としての取組

1 いじめ防止等の取組

- (1) 学校におけるいじめ未然防止等の取組の支援
 - ・「コスモス相談」等の相談体制の整備及び周知
 - ・SMA(スクール・メンタル・アドバイザー)の学校訪問と支援会議への参加、情報交換
 - ・「Q-U」または「学校環境適応感尺度(アセス)」を用いた児童生徒理解への支援
 - ・「佐久市いじめ不登校等担当者会」によるいじめ防止に関する情報共有と啓発
 - ・インターネット上でのいじめ防止及び県・県教育委員会や「Saku Kids メディア Safety」などの他団体と連携したメディア教育の推進
- (2) いじめの早期発見のための情報提供と協力体制の整備
 - ・チャレンジ教室における、ふれあい登校支援活動と相談の連携
 - ・担当者の連絡会議、情報交換
- (3) いじめへの対処の連携
 - ・月例報告の活用
 - ・支援会議への参加
 - ・地域ぐるみで対応する仕組みづくり
信州型コミュニティスクール等により、保護者・地域と共にいじめ問題を含む課題を共有し、解決を図る。
- (4) 中学生向け自殺予防啓発事業…佐久市自殺対策総合計画の一環として
※2024年までの期限つき実施事業
 - ・自殺予防啓発ミニ講話 SOSの出し方を学ぶ
 - ・保護者向けちらし配布
 - ・職員対象「ゲートキーパー研修」…中学校教職員向け
いじめ・不登校等担当者会(小中学校 各校1名)

2 重大事態への対応 【別表3 参照】

- (1) 重大事態発生時の報告・協議
 - ① 迅速な報告・協議
 - ・学校からの報告を受けて、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 重大事態の調査
 - ① 調査主体の判断
 - ・学校主体の調査でよいか、市が主体の調査にするかを判断する。
 - ② 調査組織
 - ・校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加える。
 - ・当該いじめ事案と特別の利害関係を有しない者の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。
 - ・市主体で再調査が必要なときは、【佐久市いじめ問題調査委員会】(仮称)を組織する。
 - ③ 調査実施上の留意点
 - ・公平性、中立性、客観性の確保、及びプライバシーへの配慮をする。
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供
 - ② 調査結果の報告
- (4) 調査結果を踏まえた措置

- ① 同種の事態防止の必要がある場合の再調査
- ② 「必要な措置」例…教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等

Ⅲ 学校の取組（参考例）

1 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを生まない学校、学級づくり

いじめを生まない学校にしていくためには、生徒たちの友人関係の基盤となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

① 授業の改善

- ・「学習の約束」「教師の授業に臨む姿勢」の徹底
- ・1時間の授業の充実…「ねらい」・「めりはり」・「みとどけ」の3観点重視の授業づくり
- ・全職員が「わかる授業づくり」に努め、具体的な授業を通して、教科指導、学習規律、生徒指導等の観点から意見交換を行い、改善を図る。

② 道徳教育、体験活動の充実

- ・教育活動全体を通じて、他者と共によく生きるための基盤となる道徳性を養っていく。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験など、様々な体験活動を推進する。

③ 人権同和教育・福祉教育の充実

〈春の人権同和教育週間（5月）〉

- ・いじめや差別についての事前アンケート調査
- ・人権同和教育授業（4時間程度）
- ・校長講話

〈秋の人権同和教育旬間（10月～11月）〉

- ・校長講話
- ・各学年、取組目的や内容の明確化（中学校の実施例）
 - 1年：ジェンダーフリー、バリアフリーについて
 - 2年：ヘイトスピーチについて
 - 3年：外部講師を招き、将来の生き方や進路について考える。
- ・人権同和教育授業参観、学級懇談会
- ・人権作文や標語等を市教委主催の人権啓発作品公募へ応募

④ 職員の研修

ア 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、日々の指導のあり方に十分な注意を払う。特に以下に挙げる児童生徒については、日常的に本人の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、各学校の状況に応じた研修を実施する。

- ・発達障がいを含む障がいや、特性のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ児童生徒など、外国につながる児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒、または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

イ インターネット犯罪への対応研修

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解

と指導のあり方等について

ウ 「傾聴」「共感」「受容」など、カウンセリングマインドを生かした教育相談を進めるための研修

⑤ 仲間と一緒に生活する力の育成

- ・小グループ、ペア学習の工夫と実践
- ・心理教育の導入と実践…構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、対人関係ゲーム等
- ・日々の生活や各種行事における集団活動の工夫と充実

2 いじめの早期発見のための取組 【別表1 参照】

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ①日常的に児童生徒の表情を観察し、必要に応じて声がけをしたりすることができるよう、子どもと向き合う時間を確保。
- ②日記や生活記録をもとに対話をするなど、児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ③学年会や教科会での情報交換。
- ④相談窓口の明示や、相談箱の設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

(2) いじめの早期発見アンケートチェックの実施

- ①アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
- ②児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
例)「SOS郵便」「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」等の活用

(3) 相談体制の充実

- ①児童生徒、保護者が気軽に相談できる相談窓口の工夫と、校外相談窓口の周知。
- ②スクールカウンセラー(S C)、SMA、スクールソーシャルワーカー(S S W)らとの積極的な連携。

(4) 「SOSの出し方に関する教育の推進」

- ・自殺予防対策と連動し、中学校で特別授業を実施する。

(5) 小中高連絡会等での連携や切れ目のない支援の充実。

3 いじめへの対応

(1) いじめへの対応のポイント 【別表2 参照】

☆いじめを受けた児童生徒には☆

いじめを受けた児童生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。(傾聴の姿勢)
- 安心→具体的な支援内容を示す。(教師は絶対的な味方)
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
- 成長→自己理解を深め、成長を促す。(自立の支援)

※「いじめ解消」の定義

- ①少なくとも3ヶ月を目安として、いじめが止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

☆いじめを行った児童生徒には☆

その場の指導に終わることなく、いじめがなくなるまで、注意深く継続して指導していく必要がある。

確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。

(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)

傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)

内省→いじめを受けた児童生徒のつらさに気づかせる。自分の良さや弱さに向き合う時間もつくるようにする。

(いじめは絶対にいけないことの指導)

処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)

回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

☆いじめを受けた児童生徒の保護者には☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが生じないよう連携を図る。

いじめの事実を正確に伝える。

学校はいじめを受けた児童生徒を守りぬくという姿勢を示す。

信頼関係を構築する。→傾聴の姿勢を大切にし、保護者の「いたみ」を自分の「いたみ」として対応する。

具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼

☆いじめを行った児童生徒の保護者には☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

事実をきちんと伝える。

保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)

子どもの立ち直りを目指し、具体的な助言を与え、協力を依頼する。

☆学級には☆

教師は、学級において「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を示す。

具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)

被害児童生徒の心情に寄り添うと共に、加害児童生徒も学級集団に取り込むようにする。

いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、思いやりを基盤とする学級づくりをめざす。

意図的・継続的に学級に働きかけ、指導していく。

連帯感の育成、人間関係づくりを重視する。(自己存在感)

☆関係機関との連携☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会など関係機関の指導を受ける。

学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置 【別表1, 2 参照】

5 いじめに対する措置 【別表2 参照】

- (1) 教職員や保護者などは、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報やその他の適切な措置をとる。
- (2) 学校は、通報を受けたときや在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を佐久市教育委員会に報告する。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 必要に応じ、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- (5) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための連絡を取り合い、会合を持つ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、直ちに市・県教育委員会に報告し、市教委・所轄の警察署と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、市・県教委教育委員会・所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (7) 児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、校長は適切に懲戒を加える。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応をする。

- (1) 重大な事態が発生した旨を佐久市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
※重大事態の例…①児童生徒が自殺を企図した場合 ②身体への重大な傷害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表2 参照】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づき、適切に対応する事が必要である。

7 その他

- (1) 教員が児童生徒と向き合う時間の確保
・過重な負担がかからないように校務分掌の適正化と組織的体制の整備をする。
- (2) 学校評価への位置づけ
・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」を、各学校のホームページに掲載するなどして周知、説明をしていく。また、各学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じて見直しを図っていく。（PDCAサイクルの実行）
・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」において、いじめ防止等のための取組に係る

達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。その際、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して改善に取り組む。

<参考> 「いじめ防止対策推進法」第2条の定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【別表1】

佐久市〇〇中学校 いじめ防止等のための基本的な方針（例）

いじめの未然防止

学校

＜授業の充実＞

- 一人一人がわかる授業 ○一人一人が生きる授業
- 授業の規律が守られる

＜道徳教育の充実＞

- 人を思いやる心の育成 ○いじめを許さない心の育成 ○情報モラル教育の推進

＜人権・福祉教育の実現＞

- 人権福祉旬間 ○奉仕体験活動への参加 ○生き方についての学習

＜職員の研修・自覚＞

- 発達障がいや外国籍等、配慮が必要な児童生徒の理解と対応
- いじめ等防止対策研修 ○情報モラル教育研修

“いじめ防止四箇条”を合い言葉に！

【人を思いやる心、命を大切にする心に関する教育を進めています】

「心」の大切さについてふれる機会を大切にしています。

【早期発見・早期対応に努めます】

「悪ふざけ」のように見えても被害者が「いじめ」と感じている場合はいじめです。

【チームで対応します】

必ず学年・学校全体の問題と捉え、学年・学校職員全体で取り組みます。

【毅然とした対応をします】

いじめ防止対策委員会

毎月1回の定例会

- 校長 教頭 教務主任
- 生徒指導主事 学年生徒指導係
- 全学年主任 部活動主任
- 養護教諭

家庭

- 我が子への思いを大切に育てる
- 良好な親子関係
- 人を思いやる心の育成
- いじめを許さない心の育成
- 携帯、インターネットの管理
- 勤労・奉仕する心を育てる 等々

地域

- 我が地域の子どもの育てる自覚の啓蒙
- 地域が子どもを守る姿勢の育成
- あいさつと声かけによる地域の輪
- 地区行事の企画と子どもの参加奨励
- 学校ボランティア活動への参加 等々

いじめの早期発見

常に外に開き、内に関く・・・情報をオープンにしていく

傾聴の姿勢と強い絆・連携・・・多くの目で見守っていく

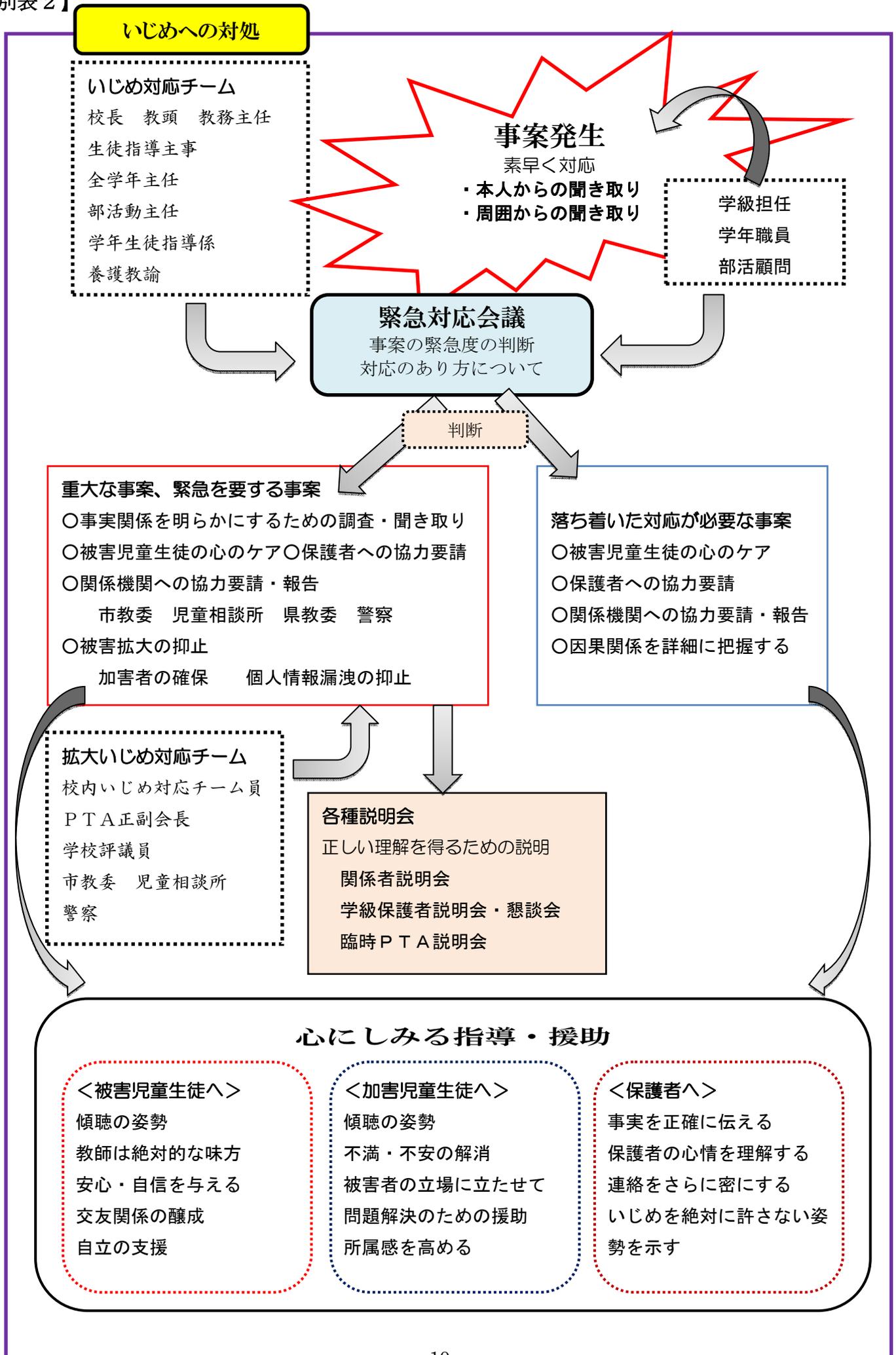
学校（傾聴の姿勢の重視）

- アンケートの実施 個別面談の実施
- 学年・学校体制での指導 相談窓口の周知
- 欠席遅刻情報の共有 ネットパトロール
- 生活ノートの活用 スクールカウンセリング 等々
- ※ わずかな変化を見落とさない

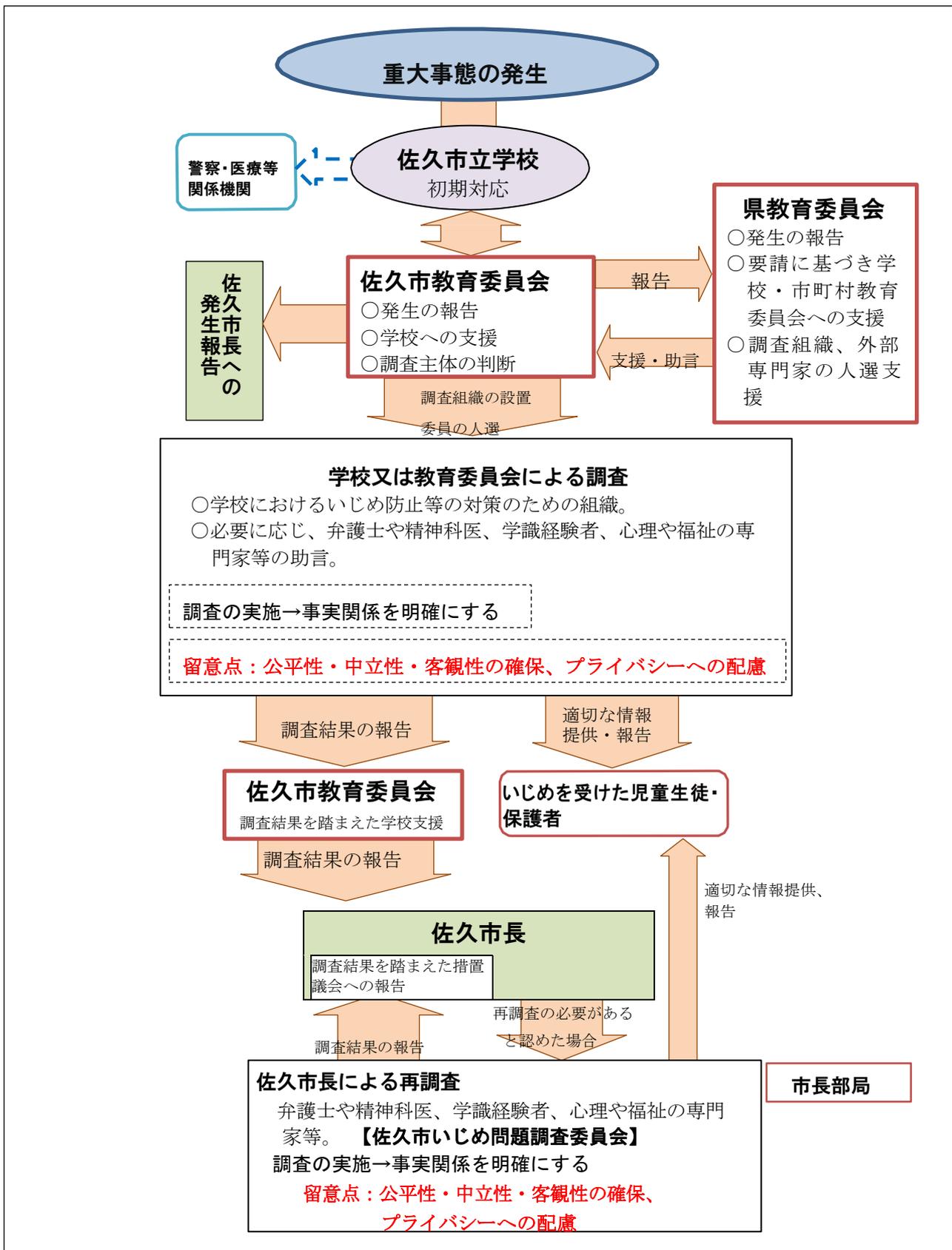
家庭（学校との連携の重視）

- わずかな変化を見落とさない親子関係
- 持ち物の変化への気づき
- 学校との信頼関係の構築
- ネット依存傾向の把握と対応 等々

【別表 2】



【別表3】 重大事態発生時の報告・調査（佐久市立学校）



子ども SOS そうだんフォーム

タッチ ~TOUCH~

児童生徒のみなさん。誰にも伝えられなくて
一人で悩んでいることはありませんか？



困っていること、苦しいことは、家族や先生に相談することが大事。

でも、どうしても誰にも伝えられなくて、困っている人は迷わずにタッチ！

① 子ども SOS そうだんフォーム 「タッチ(TOUCH)」ってなに？

みなさんの使っているクロームブックに入っているもので、つらい気持ちを誰に相談したらよいかかわからないときに SOS を出して、誰かに頼ってほしいという思いからつくられました。

② どんなときに使いますか？

困っていることやつらいことがあるけれど、誰にも相談できないときや聞いてほしい人(担任の先生、担任以外の先生、保健室の先生、スクールカウンセラーや、教育委員会の相談員の先生など)がいるけど、勇気をだして言えないときです。

③ 何を打ち込みますか？

誰のことを相談したいか、どんなことを相談したいか、誰と相談したいかなどについてチェックを入れて、自分の名前を入れるだけです。

⑤ どうやって使うの？

クロームブックの左下のスタートアイコンの中にある「佐久の鯉太郎ミニ」のアイコンを“タッチ”するとそうだんフォームにつながるよ。

④ 送信するとどうなるの？

佐久市教育委員会で、あなたの「相談がしたい」という思いを、あなたが相談したいと思っている先生や相談員の先生などに伝えます。数日後に声がかかりますので、それまで待っていてくださいね。

佐久市教育委員会の「コスモス相談」では、児童生徒のみなさんからの電話相談も受け付けています。相談員の先生が“電話”で悩みを聞いてくれます。



◎佐久市教育委員会 コスモス相談室 ☎ 0267(62)2918
平日(月曜～金曜日)8時30分～18時 祝日・年末年始を除く
◎チャイルドライン ☎ 0120-99-7777
毎日 16時～21時 / 通話無料
◎「24時間子供 SOS ダイアル」 ☎ 0120-0-78310
毎日 24時間いつでも / 通話無料

『いじめ防止対策推進法』(平成25年法律第71号)、『いじめの防止等のための基本的な方針』に基づくフロー(案)

佐久市立〇〇学校 いじめ対応フロー図 令和5年〇月〇日

事案発生！『いじめ』にかかわる情報を確認(法23条第1項)

◎児童生徒・保護者からの相談 ◎教職員からの報告 ◎アンケートの記述 ◎他校・地域から

**『対応チームの編成〈校内いじめ対策委員会開催〉』**(法22条、法23条第2項)

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・学級担任 等

- ①「被害者」からの聞き取り、②必要に応じて周囲の児童生徒からの聞き取り、③「加害者」からの聞き取り、の順で“速やかに”“複数の職員で”行い、事実食い違いがないかを確認をする。
- ①②③の内容を合わせ、情報を整える。

『事実確認といじめの認定』

聞き取り記録を基に、「被害者」が述べたいじめ行為について、それがいじめに当たるかどうかを確認する。

いじめがあったと認定した場合

- ・「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又は、その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的行うものとする」の規定の通り、措置を開始する。(法23条第3項)
- ・被害者に対する支援を、だれがどのように行うかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
- ・加害者に対して、どのような指導を、だれがどのように行うかを決定する。

いじめが認定できない場合

- ・認定できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聞き取る。
- ・同様に、「被害者」の保護者にも経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- ・「加害者」の保護者についても、経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- 引き続き、「被害者」「加害者」となった担任は児童生徒の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

『いじめ対応協議』

- ◎対応チームによる対応協議(随時情報共有と対応を協議)
 - ①被害者の児童生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
 - ②外部との連携を検討(教育委員会・警察・スクールカウンセラー)
- ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討

『教育委員会へ報告と情報共有』

- ◎事案発生時の報告と対応について報告。(法23条第3項)

『被害児童生徒・保護者への対応』

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、いじめと認定した結果を知らせ、支援の体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方についての意見を聞き取る。

『加害児童生徒・保護者への対応』

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(基本方針5号)
- ・加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として 教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。(基本方針30号)
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。(基本方針、別添2の7号)
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。(基本方針、別添2の8号)
- ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導の体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力をもとめ、継続的な助言を行う。

『継続的支援』

- 心のケアと児童生徒の関係修復
- ・可能であれば、児童生徒どうしの謝罪と和解を行う。
- ・可能であれば、保護者どうしの謝罪と和解を行う。
- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とし見守り続ける。(基本方針30号)

※加害者に、他校の児童生徒がいた場合

- ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
- ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
- ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『いじめが起きた集団への働きかけ』

いじめを見ていた児童生徒 に対しても自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。またはやしたてるなど同調していた児童生徒に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(基本方針、別添2の8号)

『インターネット上のいじめの発見』
 ◎児童生徒・保護者からの相談 ◎アンケートの記述 ◎他校から

習いごとなどを通して、違う学校の児童生徒同士がゲーム、SNS等でのつながりが生まれているため、インターネット上のトラブルが起きたときは、他校から連絡が入ることもある。

『対応チームの編成』
 ◎校内のインターネット上のいじめを対応する組織を編成

『事実確認と実態把握』
 ◎被害児童生徒とその保護者の了解のもと 以下の確認をする
 ①証拠の保全 ②発見までの経緯 ③投稿者(書き込んだ人)の心当たり ④他の児童生徒の認知状況

いじめにつながっている誹謗中傷、嫌がらせなど、書き込みのあった掲示板、チャット等のURLを控えるとともに、その内容を保存する。校務用のパソコンから内容を見ることができないものも多いため、端末(スマートフォン・ゲーム機等)からアクセスして確認する必要がある。また、携帯電話(スマートフォン)での誹謗中傷などは、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。しかし、加害者、被害者が個人で所有している情報端末は個人情報のため、学校や教師が勝手に内容を見ることはできない。保護者の承諾、本人の承諾を得て内容を確認するのが原則。

『対応協議』
 ◎対応チームによる対応を協議(随時情報共有と対応を協議)
 ①被害生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
 ②外部との連携を検討(教育委員会・警察・スクールカウンセラー)
 ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討

『教育委員会へ報告』
 ◎事案発生の報告と外部機関との連携等を相談

『被害児童生徒・保護者への対応』
 きめ細やかなケア、
 現況報告

『加害児童生徒の特定』事実確認
 ・関係する児童生徒の確認
 ・一人ひとりの事実確認
 ・事実確認後、保護者へ連絡。情報提供協力の要請
 ※加害者に、他校の児童生徒がいた場合
 ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
 ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
 ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『サイト運営側へ削除依頼の必要性があるか検討』
 ◎依頼は、被害児童生徒がするのが原則(被害者が未成年の場合、保護者又は学校、市教委から対応できる場合もある)

『加害児童生徒・保護者への対応』
 ○投稿、書き込みを削除させる
 ○人権と犯罪の面から指導
 ※他校の児童生徒が関係していた場合、対応の仕方については学校間で協議

『削除の確認』

『継続的支援』
 ○心のケアと児童生徒の関係修復

『全校児童生徒への対応』
 ○全校集会・学年集会・学級指導

『削除依頼と削除の確認』
(1)書き込みのあったサイトの管理者に削除依頼
 書き込みのあったサイトトップページから連絡方法を確認。「利用規約」等に書かれている削除方法を確認して削除依頼。
(2)掲示板等のプロバイダに削除依頼
 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(サービス提供会社等)へ削除依頼。
(3)警察や法務局・地方法務局に相談する
 削除されない場合は、サイト管理者からのメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして対応を検討する。

《相談窓口》
 ○長野県警生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策室
 電話 026-223-0110
 ○学校生活相談センター
 電話 0120-0-78310
 ○地方方法務局「子どもの人権110番」
 電話 0120-007-110
 ○長野県教育委員会 心の支援課
 電話 026-235-7436
 ○「信州ネットトラブルバスターズ」
 URL <http://himawari-nagano.net/netliteracy/index.html>

佐久市「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について

第 1 回いじめ問題対策連絡協議会資料

1 いじめ防止等のための基本的な方針とは

いじめ防止対策推進法第 12 条「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。」に規定され、地方公共団体として定める、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針。

2 佐久市における状況

いじめ防止対策推進法が策定された平成 25（2013）年の翌年に、佐久市としての「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定、その後、令和元（2019）年に改定し、現在に至る。

3 今後の改定について

(1) 時点修正の必要性

前回の改定から、4 年が経過し、基本的な方針内に記載されている事例などが現状と一致していない部分が出てきている。

(2) より分かりやすく、現場の状況を踏まえた方針に

時点修正に合わせ、現場の状況、時代の変化等も踏まえ、より分かりやすい方針となるよう記載内容の整理を行いたい。



より現状にあった

「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」となるよう改定を検討